

## 子宮頸がん・風しん対策予防接種等促進事業業務委託仕様書

### 1 目的

子宮頸がんを予防する効果があるヒトパピローマウイルス感染症ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）及び風しんに関する県民の理解を深め、HPVワクチンの接種及び風しん抗体検査の受検の促進を図ることを目的とする。

### 2 委託業務名

子宮頸がん・風しん対策予防接種等促進事業業務委託

### 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

### 4 委託業務内容

- ・上記1に示す目的を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務を実施すること。
- ・業務の実施に当たっては、事前に県と協議しながら進めること。
- ・啓発を行う際の順序は問わない。

#### (1) HPVワクチン接種促進に関する普及啓発

##### ①資材の作成、啓発に当たっての考慮事項

- ・接種対象者本人及びその保護者に対して、HPVワクチンに関する情報が届くように発信すること。
- ・HPVワクチンの過去の経緯を踏まえ、子宮頸がん及びHPVワクチンに関する理解が進み、ワクチンに対する不安が軽減されるような情報の発信とすること。
- ・キャッチアップ接種の期間が、令和6年度末までであることの発信。

※HPVワクチンに関する情報

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

※厚生労働省によるHPVワクチンに関する調査

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34351.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34351.html)

##### ②業務内容

i) テレビCMの制作及び放映業務

- ・30秒のスポットCMを1本制作。県内民放3社で放映。
- ・放映回数は、合計60回以上とする。
- ・放映期間及び放映時間帯は、効果的な発信となるよう設定すること。
- ・作成したCM（動画）は、県内放送局の情報番組等で広報発信すること。
- ・作成したCM（動画）は、県庁ホームページにも掲載する。掲載期間は、令和6年度末まで。

ii) インターネット広告配信業務

- ・テレビCMで制作した動画を活用
- ・配信サイト及び配信回数（期間）は、効果的な発信となるよう設定すること。配信サイトは複数サイト選定すること。
- ・アカウントが必要な場合は、受託者で作成するものとする。

iii) バス車体広告やフリーペーパー広告などのデザイン、作成及び掲示業務

- ・テレビCMと連動したデザインを用いた効果的な広告を提案すること。

iv) ポスターのデザイン、作成及び配布業務

- ・テレビCMと連動したデザインとすること。
- ・仕様及び枚数
  - B2判 コート紙135kg 片面4色刷り 縦置き（2,200枚）
  - B3判 コート紙135kg 片面4色刷り 横置き（600枚）、縦置き（600枚）
- ・配布先は、県内の公共施設、商業施設、医療機関、教育機関等、約1,900か所を想定しているが、別途、県と受託者で協議する。

v) 公共交通機関（バス・鉄道）の車内及び駅構内へポスター広告掲示業務

- ・掲示期間は1か月以上とし、掲示先等は、効果的な発信となるよう設定すること。

vi) 国のリーフレットの印刷及び配布業務

- ・国のリーフレットに問合せ先情報等を入れる加工をして、印刷する。
- ・仕様及び枚数 マットコート紙 A4判 両面カラー印刷 64,200枚
- ・配布先及び配布枚数は、県内の教育機関及び医療機関等、約1,560か所を想定しているが、別途、県と受託者で協議する。

## (2) 風しん予防のための普及啓発

### ① 資材の作成、啓発に当たっての考慮事項

- ・風しんを理解し、風しん抗体検査や予防接種の必要性を訴えかける内容とし、特に風しんの追加的対策の対象世代の男性への発信に重点を置く。
- ・風しんの追加的対策の実施期間が令和6年度末までであることの発信。

#### ※風しんに関する参考情報

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/)

#### ※妊娠を希望する者等を対象とした風しん抗体検査事業

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/2013-rubella.html>

#### ※風しんの追加的対策（緊急風しん抗体検査事業含む）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_00001.html)

## ②業務内容

### i) インターネット広告用の画像の制作及び配信業務

- ・ 広告画像の制作。
- ・ 配信サイト及び配信回数（期間）は、効果的な発信となるよう設定すること。配信サイトは複数サイト選定すること。
- ・ アカウントが必要な場合には、受託者が作成するものとする。

### ii) ポスターのデザイン、作成及び配布業務

- ・ ポスターの仕様及び枚数

B 2判 コート紙 135 kg 片面4色刷り 縦置き（2, 100枚）

B 3判 コート紙 135 kg 片面4色刷り 横置き（600枚）、縦置き（600枚）

- ・ 配布先は、県内の公共施設、商業施設、医療機関、教育保育施設等、約1,800か所を想定しているが、別途、県と受託者で協議。

### iii) 公共交通機関（バス・鉄道）の車内及び駅構内へポスター広告掲示業務

- ・ 掲示期間は2か月以上とし、掲示先等は、効果的な発信となるよう設定すること。

### iv) リーフレットのデザイン、作成及び配布業務

- ・ 仕様及び枚数 マットコート紙 A4判 4色刷り 両面 99,000枚

- ・ 配布先及び配布枚数は、教育機関、医療機関等、約1,230か所を想定しているが、別途、県と受託者で協議。

## (3) その他提案者独自の企画及び提案

その他提案者独自の企画及び提案がある場合は、県との協議の上、実施する。

## 5 成果品

- (1) 「4 委託業務内容」に掲げる業務について取りまとめた報告書を、紙及び電子媒体で一部提出すること。（著作物、デザインデータを含む）

なお、広告期間中の掲載実績や閲覧実績等を取りまとめること。

- (2) CM（動画）は、県庁ホームページ等県からの情報発信にも使用することから、制作後に電子媒体で提出すること。

## 6 著作権

- (1) 受託者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

- (2) 本業務の成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。

また、受託者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても県に帰属するものとする。  
作成した啓発資材は、委託業務終了後も県が独自に使用及び加工できるものとする。

- (3) 受託者は青森県並びに県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

## 7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。